

令和3年6月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
専決処分の報告議案	1
条例議案	7
一般議案	3
補正予算議案	1
合計	12

令和3年6月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	財政局
2	北九州市手数料条例の一部改正について	
3	北九州市市税条例の一部改正について	
4	北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	保健福祉局
5	北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	
6	北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
7	北九州市折尾まちづくり記念館条例について	建築都市局
8	北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について	交通局
9	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
10	土地の取得について	建築都市局
11	市有地の処分について	港湾空港局
12	令和3年度北九州市一般会計補正予算について	財政局

<p>N o 1</p>	<p>北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について (財政局税務部税制課)</p>
<p>北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの</p> <p>1 固定資産税</p> <p>(1) 平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地について、固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関し必要な事項を定める。(付則第9条の5関係)</p> <p>(2) 令和3年度の評価替えに伴い、令和3年度から令和5年度までの各年度分の土地に係る固定資産税について、次に掲げる負担水準の均衡化を促進する等のための措置を講ずる。</p> <p>ア 土地の価格の特例措置(付則第10条の2関係)</p> <p>令和元年度及び令和2年度に引き続き、令和4年度及び令和5年度においても、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が課税上著しく均衡を失すると認める場合について、当該土地に係る価格を修正し、当該修正価格を固定資産税の課税標準とする特例措置を講ずる。</p> <p>イ 宅地等に係る税負担の特例措置(付則第11条関係)</p> <p>(ア) 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について、平成30年度から令和2年度までと同様に、毎年度、負担水準に応じた一定の算式により各年度分の課税標準額を求める措置を講ずる。</p> <p>(イ) 令和3年度分の固定資産税について、(ア)の措置等 (次頁に続く)</p>	

(続き)

により求めた課税標準額が前年度分の課税標準額を超える場合には、前年度分の課税標準額とする措置を講ずる。

ウ 農地に係る税負担の特例措置（付則第13条関係）

(ア) 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について、平成30年度から令和2年度までと同様に、毎年度、負担水準に応じた負担調整率を各年度分の課税標準額に乗じて各年度分の課税標準額を求める措置を講ずる。

(イ) 令和3年度分の固定資産税について、(ア)の措置等により求めた課税標準額が前年度分の課税標準額を超える場合には、前年度分の課税標準額とする措置を講ずる。

2 軽自動車税

自家用の三輪以上の乗用の軽自動車に対して課する環境性能割の税率の特例措置の適用期限を令和3年12月31日まで延長する。

(付則第27条の2関係)

3 都市計画税

令和3年度の評価替えに伴い、令和3年度から令和5年度までの各年度分の土地に係る都市計画税について、負担水準の均衡化を促進する等のため、固定資産税と同様の措置を講ずる。(付則第18条、付則第19条関係)

4 施行期日

令和3年4月1日

No
2

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定の条項ずれに伴う規定の整備（別表関係）

引用する法令	現行	改正後
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第12条第2項	第12条第4項
	第13条第3項	第13条第4項
	第14条第13項	第14条第15項
	第39条第4項	第39条第6項
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第1条の5第1項	第2条の3第1項
	第1条の6第1項	第2条の4第1項

- 2 施行期日

令和3年8月1日

N o 3	北九州市市税条例の一部改正について (財政局税務部税制課)
<p>地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限を延長する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 北九州市市税条例の一部改正</p> <p>(1) 個人市民税</p> <p>ア 均等割及び所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、30歳以上70歳未満の一定の国外居住親族を除外する。(第12条、付則第5条の3関係)</p> <p>イ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を令和9年度まで延長する。(付則第6条の3関係)</p> <p>ウ 控除期間を13年間とする住宅借入金等特別税額控除の特例について、一定の場合に、その適用期限を令和17年度まで延長する。(付則第32条関係)</p> <p>(2) 固定資産税</p> <p>ア 地域決定型地方税制特例措置の対象となる、浸水被害の防止のために設置する一定の雨水貯留浸透施設に係る課税標準について、本市において適用する特例率を3分の1とする。(付則第9条の2関係)</p> <p>イ 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域内において、旅館業等の用に供するため新設等された一定の要件を満たす家屋等の固定資産税の課税免除の適用期限を令和5年3月31日まで延長する。(付則第15条の9関係)</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

(3) 軽自動車税

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた次に掲げる三輪以上の軽自動車について、車両番号の指定の翌年度分の種別割の税率を軽減する措置を講ずる。(付則第28条関係)

ア 電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車(いずれも自家用の乗用のものを除く。)

イ ガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)で、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたもの

2 北九州市市税条例の一部改正

地域決定型地方税制特例措置の対象外となった中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に係る規定を削除する。(付則第9条の2関係)

3 施行期日

1 (1) ウ、(2) イ及び(3) は、公布の日

1 (2) アは、規則で定める日

1 (1) イは、令和4年1月1日

2 は、令和5年4月1日

1 (1) アは、令和6年1月1日

<p>N o 4</p>	<p>北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について (保健福祉局地域福祉部介護保険課)</p>
<p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの</p> <p>1 軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準の追加 (北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第3条、北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第3条、第9条、第10条関係)</p> <p>入所者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。</p> <p>2 介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準の追加 (北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6条、第13条、第16条の3、第18条、第19条、第23条、第24条、第26条の3、第26条の4、第28条、第32条、第36条関係)</p> <p>(1) 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。</p> <p>(2) 介護サービス等を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないものとする。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	

No 5	北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について (保健福祉局障害福祉部障害者支援課)
---------	---

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準の変更（北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条、第11条、北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条、第11条、第15条、第19条、第23条、第27条関係）

現行	改正後
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等</u> 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者等に対し、研修を実施する等の措置を <u>講ずるよう努めなければ</u> ならない。	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者等に対し、研修を実施する等の措置を <u>講じなければ</u> ならない。

- 2 施行期日
公布の日

<p>N o 6</p>	<p>北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (保健福祉局保健衛生部保健衛生課)</p>
<p>衛生施設の管理について、指定管理者制度を導入するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 指定管理者制度の導入（第9条―第13条関係） 指定管理者による管理、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務、指定管理者が行う管理の基準及び指定管理者等の秘密保持義務を定める。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

<p>N o 7</p>	<p>北九州市折尾まちづくり記念館条例について (建築都市局折尾総合整備事務所事業調整課)</p>
<p>折尾のまちづくりの歴史に関する情報の収集及び提供を行うとともに、住民等の交流及び自主的活動の場を提供することにより、折尾における地域主体のまちづくりの推進に資するため、北九州市折尾まちづくり記念館を設置するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設置 (第1条) (2) 事業 (第2条) (3) 使用の許可 (第3条) (4) 使用の許可の取消し等 (第4条、第5条) (5) 使用料 (第6条) (6) 使用料の減免等 (第7条) (7) 指定管理者による管理 (第8条) (8) 指定管理者の指定の手続 (第9条) (9) 指定管理者が行う業務 (第10条) (10) 指定管理者が行う管理の基準 (第11条) (11) 指定管理者等の秘密保持義務 (第12条) (12) 委任 (第13条) (13) 罰則 (第14条) <p>2 施行期日</p> <p>規則で定める日</p>	

No 8	北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(交通局総務経営課)</p>
<p>一般乗合自動車の回数旅客運賃を廃止する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 一般乗合自動車の運賃の廃止</p> <p>(1) 通勤通学定期旅客運賃 (第1条、別表第1関係)</p> <p>(2) 回数旅客運賃 (第1条、別表第4関係)</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和3年7月27日</p>	

<p>N o 1 0</p>	<p>土地の取得について (建築都市局都市再生推進部都市再生企画課)</p>
<p>小倉北区下到津一丁目に所在する土地を小倉北特別支援学校等整備事業用地として買い入れるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の地目及び所在地 宅地 小倉北区下到津一丁目198番1 2 土地の面積 2万1,501.73平方メートル 3 買入れ予定金額 9億6,600万円 	

No 11	市有地の処分について <p style="text-align: right;">(港湾空港局港営部物流振興課)</p>
<p>若松区響町一丁目に所在する市有地を倉庫用地として売り払うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の地目及び所在地 宅地 若松区響町一丁目132番 2 土地の面積 1万3,082.71㎡ 3 売払い予定金額 2億6,427万742円 	

No.	件名	要 旨	
令和3年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	33億4,878万6千円	6,473億2,078万6千円
	特別会計	0千円	4,012億2,950万円
	企業会計	0千円	2,695億3,890万円
	合 計	33億4,878万6千円	1兆3,180億8,918万6千円
12	令和3年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	33億4,878万6千円 6,473億2,078万6千円